地域県土警察常任委員会資料

(令和5年10月11日)

[件名]

■ 島根原子力発電所の安全対策等の状況について(第19報)

(原子力安全対策課) … 2

■ 島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画変更に係る事前報告に対する 回答(案)について

(原子力安全対策課) … 3

■ 高圧ガス許認可手数料の誤徴収について

(消防防災課) …16

危機管理部

島根原子力発電所の安全対策等の状況について(第19報)

令和5年10月11日原子力安全対策課

島根原子力発電所2号機及び3号機の原子力規制委員会による審査状況は次のとおりです(前回報告はいずれも9月20日の常任委員会です)。

1 島根原子力発電所 2 号機

令和3年9月15日、発電用原子炉設置変更許可。 8月30日、設計及び工事の計画認可。

(1)審査(前回報告から変化なし)

ア 保安規定変更認可申請の審査

平成25年12月25日申請。

補正書提出1回、審査会合1回、ヒアリング4回(10月2日現在)。

イ 使用前事業者検査

令和5年3月29日開始。安全対策工事が、設計及び工事の計画どおりに行われていること等を事業者自らが確認する検査。現在は各設備の材料検査、寸法検査、外観検査等を行っている。9月11日に中国電力は使用前確認申請書を提出し、再稼働を令和6年8月と公表。

(2) 安全対策工事(前回報告から変化なし)

中国電力は安全対策工事の完了予定時期を令和6年5月と公表。現在は防波壁の補強工事 や津波漂流物対策工事、アクセスルートの改良工事等を行っている。

(3)特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の審査(前回報告から変化なし) 平成28年7月4日申請。

補正書提出1回、審査会合17回、ヒアリング34回(10月2日現在)。

(4) 新燃料の輸送

12年ぶりに島根原子力発電所2号機用の新燃料が搬入された。安全協定の改定後、初めての新燃料輸送である。

- ア 輸送日: 出発(9月21日(木)午前8時45分)、到着(9月22日(金)午前5時47分)
- イ 輸送責任者(出発地):原子燃料工業株式会社東海事業所(茨城県那珂郡東海村)
- **ウ 輸送物・輸送方法**: 新燃料 9 0 体 (輸送容器 4 5 個、ウラン重量は約 1 5 トン)、トラック (5 台) による陸上輸送

エ 鳥取県の立入調査

(ア)中国電力から、輸送隊が県内に入る前の段階で連絡を受け、県内通過中及び発電所到着時 に輸送状況の連絡を受け、状況を確認した。

※ これらは安全協定の改定後、初の連絡。

(イ)「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第11条に基づく立入調査(米子市と境港市の職員が同行)を実施し、中国電力によって行われた放射線測定に立会し、法定基準値以下であったことを確認した。

測定部位	測定結果	基準値	
輸送容器表面	0.012mSv/h	2mSv/h以下	
輸送車両表面	$0.0085 \mathrm{mSv/h}$	2 m S v / h 以下	
輸送車両から1m離れた位置	4.0 μ S v / h	100μSv/h以下	
運転席	0.2μSv/h	20μSv/h以下	

才 新燃料受取検査

中国電力は9月25日~10月3日、新燃料受取検査(外観検査及び寸法検査)を実施。 本県はその状況を9月27日に現地で確認した。

2 島根原子力発電所3号機(前回報告から変化なし)

平成30年8月10日申請。補正書提出2回、審査会合6回。

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更に係る事前報告に対する回答(案)について

令和5年10月11日

原子力安全対策課

8月8日に中国電力から「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」(以下「安全協定」という。)第6条第1項第3号の規定に基づき事前報告のあった島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について、9月1日の原子力安全顧問会議及び原子力安全対策合同会議で専門家(原子力安全顧問)及び住民の意見を、10月7日に米子市及び境港市から意見を聴き、中国電力への回答案等を作成しました。

1 中国電力への回答案(概要)

回答案を添付1に示す。概要は以下のとおり。

- (1) 廃止措置の全体計画及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)の廃止措置の実施に限り了解する。
- (2) 廃止措置作業について、関係法令及び安全協定等を遵守し、安全かつ確実に廃炉作業を終えること。また、解体撤去作業を適切に行い、作業員の被ばく低減につなげること。
- (3) 廃止措置計画の変更については、慎重に検討して鳥取県等と協議を行うこと。また、県民の漠然とした不安に向き合い、県民に寄り添った対応を心掛けること。
- (4) 廃止措置の実施状況について分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- (5) 地元への情報提供、人的な対応に対する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的な安全対策、防災対策への協力等、責任を持って万全な原子力安全対策を行うこと。
- (6) 使用済燃料を搬出まで安全に貯蔵し、責任を持って処分を適正に行うこと。
- (7) 放射性廃棄物の適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。クリアランス制度対象物を含めて本県に持ち込まないこと。
- (8) 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- (9) 廃止措置の実施に当たっては、本県地元企業を活用すること。

2 米子市及び境港市の意見

10月7日:原子力安全プロジェクトチーム会議(コアメンバー)で知事が伊達境港市長、伊澤米子副市長と協議し、中国電力への回答案及び国への要望事項案について合意を得た。

【PT会議での主な発言】

- <**
 <p><米子市>本市の要望項目が反映されておりこの内容でよい。クリアランス制度で国が確認されたものも含め本県に持ち込まないということは、県民の安心への懸念から盛り込まれたと理解し賛同する。財源については、引き続き国に一緒になって求めていきたい。
- < (境港市)本市の要望項目が全て入っており、県で追加された項目も含めこの内容でよい。財源措置、核燃料サイクルや最終処分場、廃炉の厳しい監視も要望項目に盛り込まれており、了解する。
- **<知事>**2市に共通する財源措置については、しっかりと国に求めていきたい。核燃料サイクルや最終処分場は国や事業者の問題ではあるが、適正かつ安全な形で山陰地域から使用済燃料や廃棄物が撤去されるよう国も責任を持つべき。クリアランス制度は論理的には安全と説明されるが、安心を図るという意味で申し入れに賛同をいただいた。両市から原案で了解をいただいたので、県議会と最終的な手続きに入らせていただく。

3 専門家 (原子力安全顧問) の意見

8月18日:原子力安全顧問会議で中国電力から廃止措置計画変更について聞き取り

9月 1日:原子力安全顧問会議で廃止措置計画変更が妥当であるとする顧問意見を知事に報告

4 住民の意見

9月 1日:原子力安全対策合同会議で米子市原子力発電所環境安全対策協議会委員及び境港市原子力発電所環境安全対策協議会委員の意見を聴取

9月 8日:中国電力主催の住民説明会(境港市) 9月12日:中国電力主催の住民説明会(米子市)

【資料】

添付1:中国電力への回答案(中国電力株式会社に対応を求める事項)

添付2: 国要望(経済産業省、原子力規制委員会、内閣府)案

添付3:米子市の意見 添付4:境港市の意見

添付5:専門家(鳥取県原子力安全顧問)の意見

添付6:住民の意見

添付7:島根1号機の廃止措置に係る経緯

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、廃止措置の全体計画及び原子 炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)の廃止措置の実施に限り了解する。
- 2 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施するとともに、速やかに安全かつ確実に廃炉作業を終えること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。

特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員(放射線業務従事者)の被ばく低減につなげること。

万が一、人と環境に影響するおそれのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、鳥取県、米子市及び境港市(以下「鳥取県等」という。)に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について鳥取県等の理解と協力を得るようにすること。

- 3 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)以降の廃止措置計画の変更に際しては、安全を第一義として慎重に検討するとともに、安全協定に基づきその都度鳥取県等に協議を行うこと。また、県民が抱える漠然とした不安に対しても真摯に向き合い、常に県民に寄り添った対応を心掛けること。
- 4 廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、鳥取県等に対して、分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 5 原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、県民の安全を第一義とし、汚染状況の数値など専門的な情報についても、関係自治体など地元への分かりやすく正確な情報提供に努めるとともに、設備面での対応だけでなく、度重なる不適切事案の再発防止のために、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 6 使用済燃料の全量の搬出・譲渡しについて、責任をもって、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。使用済燃料を搬出するまでの期間は安全に貯蔵すること。
- 7 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任をもって、安全を第一に、 関係する規制基準等に従い、放射能レベルに応じて適切かつ確実な管理及び処分を適 正に行うこと。また、クリアランス制度によって国の確認を得たものも含め、本県へ 持ち込まないこと。
- 8 除染に使用した化学薬品等や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 廃止措置の実施に当たっては、本県地元企業を活用すること。

経済産業省への要望

- 1 中国電力株式会社に対し、廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、安全性を確保しつつ円滑かつ着実に実施するとともに、速やかに安全かつ確実に廃炉作業を終えるよう指導すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること、特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員(放射線業務従事者)の被ばく低減策を講じるよう指導すること。
- 2 中国電力株式会社に対し、廃止措置の第2段階以降の変更に際しては、安全を第一義として、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。
- 3 中国電力株式会社に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民、鳥取県、米 子市及び境港市に対して透明性をもって分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導す ること。
- 4 中国電力株式会社に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、責任をもって万全な原子力安全対策を行うよう指導すること。
- 5 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、国も使用済燃料対策に主体的に 取り組むこと。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分や核燃料サイクルの体制確立 等について、国の責任のもと早期に解決を図ること。
- 6 中国電力株式会社に対し、原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者の責任において安全かつ適切に処分が行われるよう指導すること。また、クリアランス制度によって国の確認を得たものを含め、本県へ持ち込まないよう指導すること。
- 7 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
- 8 中国電力株式会社に対し、廃止措置の実施に当たって、本県地元企業の活用を検討するよう指導すること。

原子力規制委員会への要望

- 1 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から、廃止措置計画の変更認可申請の審査を厳正に行うとともに、廃止期間中においても原子力規制検査等による厳格な検査を行うこと。また、実施内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命じ、特に汚染状況の調査や汚染の除去及び施設の解体撤去については放射線被ばくのリスク管理を含めて厳しく監視すること。
- 2 廃止措置計画の変更認可申請の審査状況や審査結果及び廃止措置期間中の原子力 規制検査等の結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりや すい説明を行うこと。
- 3 中国電力株式会社に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、責任をもって万全な原子力安全対策を行うよう引き続き指導すること。
- 4 使用済燃料の搬出や譲渡しが行われるまでの間、原子力規制検査等により、使用済 燃料の貯蔵管理が適正に行われるよう、厳しく監視すること。
- 5 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理及び処分については、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に監視すること。
- 6 廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉 じん等について、周辺環境への影響の観点から、放射性物質の漏えい防止対策が適切 に行われるよう、厳格に監視すること。
- 7 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

内閣府(原子力防災)への要望

1 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

添付3

防起第1127号-2 令和5年10月4日

鳥取県知事 平井 伸治 様

米子市長 伊木 隆司

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更に対する意見について

令和5年8月8日付第202300149824号で意見照会のあった安全協定第6条に基づく廃止措置計画変更に関する事前報告について、廃止措置の全体計画及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)の廃止措置の実施に限り了解し、引き続き地域住民の安全を最優先に廃止措置が進められるよう要請します。

貴職から、本市の意見を踏まえて、中国電力及び「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等 に関する覚書」に基づく島根県への意見提出をお願いします。

なお、下記事項について、中国電力への回答に際して、及び国に対して要請を行っていただきま すようお願いします。

記

1 安全対策について

廃止措置作業を行う場合は、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令 及び安全協定等を遵守し、適切に実施すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止 措置の段階に応じた安全対策を講じること。

2 廃止措置内容の説明について

廃止措置の実施状況について、適宜、地域住民及び関係自治体に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

3 中国電力の対応について

県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。

4 使用済燃料の処分について

使用済燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を 適正に行うこと。

5 放射性廃棄物の処理について

廃止措置に伴って発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する 規制基準等に従い、放射能レベルに応じて適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。

6 放射性物質の漏えい防止対策について

系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。

<国に対する要請>

国による原子力防災対策に係る費用負担

長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、国の責任において適切な財政 措置を行うこと。

受境防第49号 令和5年9月29日

鳥取県知事 平井 伸治 様

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更に対する意見について(回答)

令和5年8月8日付第202300149824号で鳥取県知事から意見照会のあったことについて、次のとおり回答します。

貴職から、本市の意見を踏まえて、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定(以下「安全協定」という。)第6条に基づく廃止措置計画変更に関する事前報告について中国電力株式会社への回答及び島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく島根県知事への意見提出をお願いします。

記

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、廃止措置の全体計画及び原子 炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)の廃止措置の実施に限り了解する。
- 2 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先 に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施すること。また、地震等の自然災 害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。

特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員(放射線業務従事者)の被ばく低減につなげること。

万が一、人と環境に影響するおそれのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、本市に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について本市の理解と協力を得るようにすること。また、廃止措置の実施に当たっては、地元企業を活用すること。

- 3 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)以降の廃止措置計画の変更に際しては、安全を第一義として慎重に検討するとともに、安全協定に基づきその都度本市と協議を行うこと。
- 4 廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、本市に対してわかりやすく丁寧な説明を行うこと。

- 5 原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、市民の安全を第一義とし、汚染状況の数値など専門的な情報についても、わかりやすく正確な情報提供に努めるとともに、設備面での対応だけでなく、度重なる不適切事案の再発防止のために、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。また、速やかに安全且つ確実に廃炉作業を終えること。
- 6 使用済燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って実効性のある処分を適正に 行うこと。使用済燃料を搬出するまでの期間は安全に貯蔵すること。
- 7 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任をもって、安全を第一 に、関係する規制基準等に従い、放射能レベルに応じて適切かつ確実な管理及び処分 を適正に行うこと。
- 8 除染に使用した化学薬品等や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 原子力発電所周辺自治体においても、立地自治体と変わらず必要となる原子力防災対策に係る費用について、国による恒久的な財源措置を行うよう求めること。

<国に対する要請>

原子力発電所周辺自治体であっても、立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、防災対策に必要な経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場について、国の責任のもと早期に解決を図ると ともに、核燃料サイクルの体制を速やかに確立させること。

鳥取県原子力安全顧問の意見 (令和5年9月1日鳥取県原子力安全顧問会議)

1 第1段階の実施状況及び第2段階の内容

- 第1段階は、新燃料の譲渡し及び管理区域外の設備撤去が大きなトラブルや外部への放射線の影響もなく、安全かつ計画どおり行われたことを確認した。
- 汚染状況の調査により、一部の機器において線量が高いことを把握し、除染によって放射線量を低減させて作業員の被ばく低減に大きく寄与することを確認した。また、放射性固体廃棄物(L3)の推定発生量の評価精度が向上し、L3の一部が放射性物質として扱う必要のないもの(クリアランス制度対象物)となり、L3の推定発生量が減少することを確認した。
- 第2段階の作業内容については、第1段階で行われた汚染状況の調査結果や除染の結果 に基づいて策定した解体方法や解体手順で、安全に設備の解体撤去を行うことを確認した。
- 使用済燃料の保管については、燃料プールの水位計や水温計による機械的な監視、運転 員による24時間監視等の必要な監視体制が構築されていることを確認した。
- 使用済燃料は第2段階中に搬出する計画であることを確認した。

2 廃止措置計画の工程見直し

- 使用済燃料の確実な搬出のために第2段階を6年延長することは、再処理施設の現状に 基づく外部環境要因によるものと理解する。しかしながら、電力事業者として使用済燃料 対策は最大限努力して取り組むべきである。
- 第2段階で汚染状況の調査の継続については、第3段階の設備解体作業における廃棄物 管理と作業員の被ばく低減に有効であると認められる。
- 第4段階の2年間の工程短縮については、引き続き先行廃止プラントでの実績について 情報収集を行い、その結果を参考に安全を第一義とした慎重な工程管理を求める。

3 放射性廃棄物の管理

- 平常時及び事故時の周辺公衆に対する被ばく線量については、各種指針に基づき、十分に保守的な設定・想定で評価され、漏えい及び拡散防止機能の維持等により、周辺公衆への被ばく線量が低いものであることを確認した。引き続き、更なる被ばく低減対策に取り組むことが必要である。
- 発生する放射性廃棄物は、第2段階中は敷地内で安全に管理されることを確認した。引き続き搬出先の確保に努力すべきである。
- 放射性固体廃棄物の推定発生量については、今後も汚染状況の調査結果に基づき、評価 精度の向上を図る計画であることを確認した。

4 総評

以上のことから、原子力安全顧問会議としては第1段階の廃止措置が安全に行われ、第2 段階の廃止措置の内容について安全に行われることを確認したことから、廃止措置の全体計 画と第2段階の作業内容は妥当であると評価する。

今後行われる原子力規制委員会の審査に対しては真摯に対応するとともに、その審査状況や審査結果について、原子力安全顧問や県民に透明性をもってわかりやすく丁寧に説明することを求める。

なお、第3段階への移行の際は改めて説明することを求める。

住民の意見

(中国電力主催の住民説明会、原子力安全対策合同会議)

【住】中国電力主催住民説明会(9月8日:境港市、9月12日:米子市)

【合】鳥取県原子力安全対策合同会議(9月1日)

1 廃止措置工程について

No.	分類	質問等		
1-1	延長理由	なぜ、第2段階が6年間延期になるのか。【住】		
1-2	再処理施設	六ヶ所再処理施設の稼働の想定はいつか。 延期を繰り返し、完成しないのは、新規制基準に伴う追加工事によるものということでよいか。そうであるのなら、六ヶ所再処理施設の進捗状況を具体的に説明すべきである。【住・合】		
1-3	丹延连旭成	第2段階が延長する理由として、六ヶ所再処理施設の竣工の遅れが原因と今回の資料に直接記載していないのはなぜか。何か意図的なものがあるのではないか。【住】		
1-4		六ケ所再処理施設は当初完成予定より 26 年経過、金額は 14 兆 7000 億円を要していると認識している。技術的に再処理施設の完成は無理ではないのか。【合】		
1-5	廃止措置計	核燃料サイクルは破綻しているのでは。さらに再処理施設の竣工が遅れればまた延長されるのではないか。また核燃料サイクルに頼った計画では行き詰まるのではないかと思う。再処理施設に頼らない廃止措置計画は考えていないのか。【住】		
1-6	画の妥当性	核燃料サイクルを前提としないことは考えていないとのことであるが、様々なリスクを考えれば六ヶ所再処理施設がダメだった場合、1号機の廃止措置をどうしていくのか考えるのは当然なのでは。【住】		
1-7	顧問の評価	原子力安全顧問の座長の評価の中で、4段階の2年間短縮に関し、「概ね適正である」評価をなさった項目と「妥当である」と評価された項目が2項目あったが、その差異はなにか。適正でないことがあっても概ね了解するという内容なのか。【合】		

2 第2段階の廃止措置等について

No.	分類	質問等
2-1	作業員内訳	第2段階の解体作業に従事する人数が126,000人と記載されているが、協力会社の 職員と中国電力の職員の内訳はどのようになっているか。【住】
2-2	被ばく線量	第2段階中の放射線業務従事者の被ばく線量が3Svとあるが、東海村事故で作業員が6Sv被ばくして死亡している。大丈夫なのか。【住】
2-3	事故時の放 射線被ばく 量	廃止措置中に想定される事故時の最悪ケースとして、放射線被ばく線量 0.029mSv は小さいと評価されているが、学校で子どもを預かる立場としてどう対応すべきなのか。【合】
2-4	津波時の海 水への影響	自然災害時の被ばく線量について、空間線量は換気フィルタにより安全であると評価されているが、津波時の海水への影響はどう評価されているのか。【合】
2-5	格納容器の 解体	10年ほど前、NHKの旧西ドイツの原発解体の番組で、格納容器は解体できないという話を聞いたことがある。2年ほど前、島根原発現地見学に参加し、原子炉の解体は不可能なのか質問をしたところ、全く反応がなかった。本当に解体できるのか。 【住】

3 放射性廃棄物について

No.	分類	質問等
3-1	L1廃棄物	廃止措置に伴い発生する低レベル放射性廃棄物のうち、レベルの高い廃棄物 (L1 廃棄物)が60t排出される計画だが、広島型原爆のウラン燃料は60kg。L1廃棄物は1000倍に当たり、事故が発生すると広島原爆の1000倍の被害をもたらす可能性があることを説明すべきである。【合】
3-2	低レベル放射性度変数	L1、L2、L3の処分方法は未定とのことだが、適切に廃棄物を捨てることができるのか。また、廃棄物の発生量はどのくらいか。【住・合】
3-3	射性廃棄物	低レベル廃棄物は、どの法律に基づいたものか。【住】

3-4	放射性廃棄 物	放射性廃棄物を処理する施設がまだないのに、次の段階に移行する点について、住 民の説明会の場では、きっちりと説明していただきたい。【合】
3-5	クリアラン - ス制度	廃炉が先行している福井県では、クリアランスの受け入れ先の問題で揉めていると聞いている。中国電力は、クリアランスは産業廃棄物ではないと明言している。住民は、現地点で、再利用の業者や何を使うかも決めてないのに納得できない。【住】
3-6		どこで再利用するのかはっきりしてもらいたい。【住】

4 中間貯蔵施設について

No.	分類	質問等
4-1		六ヶ所再処理施設は稼働すれば年間800 t、40 基の原発で年間出る使用済燃料が処理できる。なのに、なぜ上関町の中間貯蔵施設が必要なのか。【住】
4-2		日本海新聞のコラムに、「上関町中間貯蔵施設の検討を発表後、1週間しないうちに1号機の廃止措置延長の発表があったことは、廃止措置に上関町中間貯蔵施設が必要であるかのような見え透いた印象操作である」と書かれた。住民は、中国電力が信頼できる行動をしているのかどうかを見ている。有力地方紙が住民の不安や不信感を煽るような記事を書いていることについて、抗議や反論をしないのか。意見を伺いたい。【住】
4-3	上関町中間 貯蔵施設	建設費用はいくらを想定しているのか。電気料金への上乗せになるのか。再処理施設が 2024 年上期にできるのであれば、中国電力にとって不必要な施設であり、関西電力のためなのか。中国電力がお金を出して建設することに消費者として全く理解できない。【住】
4-4		再処理施設が来年上期に動くなら、住民説明会は再処理施設の竣工後、たとえば来 年6月頃にやってほしい。また、上関町中間貯蔵施設建設は、再処理ができない根 拠づけになる。中間貯蔵施設は、町長と中国電力の上層部だけで決まり、議会の議 決もない。民主主義とは思えない。住民も反対していた。建設にはたくさんの木を 切る必要がある。住民を二分するようなことや環境破壊などをやってもいいのか。 【住】

5 原子力政策について

No.	分類	質問等
5-1	原子力発電 の必要性	原子力発電は必須なのか。再生可能エネルギー等で賄えるのではないか。また、廃 棄物問題も解決できていない。【合】
5-2	選難について、住民の避難経路が確保されなければならない。訓練で渋滞の 様々な問題が起こっている。新設や再稼働は思い止まるべき。【住】	

6 その他意見

No.	分類	質問等			
6-1	2 号機再稼 働時期の発	2号機の再稼働時期が9月11日に発表された。1号機の廃止措置計画の延長に関する住民説明会を開催している最中に、発表するという姿勢に不信感を抱く。人々			
	表 の気持ちを理解しないのは残念だ。【住】				
6-2		1号機の廃止措置も順調ではないのに、2号機、3号機と次々と動かそうとすることに不安を感じる。安全は絶対ではない。なぜそのようなことをするのか。【住】			
6-3	2号機・3号機の稼働	1号機の廃炉について技術的には完成していないと思っている。被ばく低減対策などの確度を高めるべき。また、地震が多い、津波の可能性が高いなど、無理な立地に作られている。世界一厳しい基準というが、基準をクリアしたからと言って安全の保障にはならない。2号機、3号機は思い止まるべきで、1号機の廃炉に注力してほしい。【住】			
6-4	行政からの 説明	原子力は難しい問題であり、市民レベルでは理解がなかなか難しい。行政も住民に対し広報等を用いてわかりやすく説明してほしい。これは意見としてお願いする。 【住】			

島根1号機の廃止措置に係る経緯

<廃炉方針決定>

2015(H27)年 3月18日 中国電力 廃炉方針決定

4月30日 中国電力 1号機営業運転終了

<廃止措置計画(第1段階)>

2016(H28)年 4月28日 中国電力 安全協定に基づき県と市へ計画認可申請に係る事前報告

6月17日 県・市 「最終的な意見は留保」を回答

7月4日 中国電力 原子力規制委員会に廃止措置計画認可申請

2017(H29)年 4月19日 規制委員会 廃止措置計画認可

6月27日 県・市 「廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間(第1段階)の廃

止措置の実施に限り了解」を回答

7月7日 県 島根県に覚書に基づく回答

7月28日 中国電力 廃止措置着手

<廃止措置計画(第2段階)>

2023(R5)年 8月8日 中国電力 安全協定に基づき県と市へ計画変更認可申請に係る事前報告

8月18日 県 原子力安全顧問会議で中国電力から聞き取り

8月21日 県 常任委員会で中国電力の事前報告について報告

9月1日 県 原子力安全顧問会議で顧問会議意見を県へ報告

9月1日 県・市 原子力安全対策合同会議で住民意見聴取

9月8日 中国電力 住民説明会で住民意見聴取(境港市)

9月12日 中国電力 住民説明会で住民意見聴取(米子市)

9月19日 県 常任委員会で中国電力を参考人招致

9月27日 境港市 市議会が市へ意見提出

9月29日 境港市 県に回答

9月29日 米子市 全員協議会が市へ意見提出

10月4日 米子市 県に回答

10月7日 県・市 原子力安全対策プロジェクトチーム会議(コアメンバー)で中国

電力への回答案及び国への要望事項を協議

高圧ガス許認可手数料の誤徴収について

令和5年10月11日 消 防 防 災 課

高圧ガス保安法(以下「高圧法」という。)と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (以下「液石法」という。)の二法により規制がかかる<u>充てん設備(*1)の完成検査</u>について、鳥取県手数料 徴収条例の適用条文の誤りにより手数料を誤徴収していたことが判明しました。

誤徴収の対象となった事業者の方に対しては既に謝罪と説明を行い、了解が得られましたので、今後、返納の手続きを進めていきます。

*1) 充てん設備…貯槽等に液化石油ガスを充てんするための設備 (バルクローリー)

1 誤徴収の概要

- ・充てん設備の設置または変更にあたっては、
 - ①高圧法に基づく高圧ガス製造施設等変更許可に係る完成検査
 - ②液石法に基づく充てん設備設置(変更)許可に係る完成検査

を受検しなければならないが、今回、①の高圧法に係る完成検査の手数料を誤徴収したもの。

- ・①の高圧法による高圧ガス製造施設等変更許可に係る完成検査の手数料については、本来、②の液石法第37条の4第4項で準用する第37条の3第1項に基づく完成検査を受検する場合、鳥取県手数料徴収条例第2条(141)アに基づいて徴収しなければならなかったが、誤って第2条(141)イに基づいて手数料を徴収していた。
- ・本年度の徴収に際して適用条文の誤りに気付き、過去に遡って判明したのもの。

2 誤徴収の内容

【誤徴収の件数】3件 【誤徴収の合計金額】97,200円(いずれも過徴収)

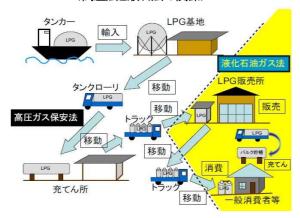
- ・今回のような充てん設備(県内に14台)の設置や変更の申請は年間1~2件程度のまれな事例である。
- ・令和2年度以前の手数料の徴収に誤りはなかった。

枸	食査年月日	(誤)手数料 <徴収済額>	(正)手数料	差額 <返納額>	液石法区分
	R3. 11. 8	51,750円	6,100円	45,650 円	設置(充てん設備増設)
	R4. 3. 18	12,000 円	6,100円	5,900 円	変更(充てん設備一部変更)
	R5. 1. 13	51,750円	6, 100 円	45,650 円	設置(充てん設備増設)

3 原因と再発防止策

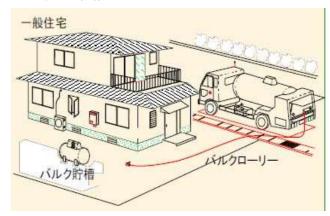
- ○担当者や上司に関係規定等への認識不足があり、担当者が判断を誤り、上司による確認においても見過ごされていたもの。
- ○同様の誤りを繰り返さないよう、チェックリスト及び複数人による確認の実施により再発防止を徹底し、 適正な事務処理に努める。

【参 考】 <高圧法と液石法の関係>



※高圧ガス保安協会研修資料「液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律の概要」より転載

<(*1)充てん設備 (バルクローリー)>



※経済産業省資料「民生用バルク供給システムの告示検査について」より転載

関係法令等

■高圧法

(完成検査)

第二十条

(略)

3 第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若し くは設備の変更の工事(経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。)を完成したときは、製造のため の施設又は第一種貯蔵所につき、<u>都道</u>府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上 の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでな い。

(略)

■液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (完成検査)

第三十七条の三 第三十六条第一項又は前条第一項の許可を受けた<u>液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくはその位置、構造、設備若しくは装置を変更したときは、当該貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、その許可をした都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第三十七条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。</u>

(略)

(充てん設備の許可)

第三十七条の四

(略)

4 <u>前条の規定は、充てん事業者に準用する。</u>この場合において、同条第一項中「貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくは」とあるのは「<u>充てん設備を設置し、又は</u>」と、「当該貯蔵施設又は当該特定供給設備」とあるのは「<u>当該充てん設備</u>」と、「第三十七条」とあるのは「第三十七条の四第二項」と読み替えるものとする。

■鳥取県手数料徴収条例

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (略)

(141) 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく完成検査

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 液化石油ガスの製造のための施設であって、<u>液化石油ガス法第37条の3第1項</u>の規定に基づく完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの 1件につき6,100円

【正規徴収適用根拠】(第37条の4第4項準用規定を適用)

イ その他のもの 第137号又は第139号に定める額の4分の3の額

【誤徴収適用根拠】

<参考>

【誤徴収適用根拠】による徴収額

鳥取県手数料徴収条例 第2条

(137) 高圧ガス保安法第14条第1項に基づく高圧ガスの製造の変更の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	手数料	
(5)変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて 25,000 m³以上 10 万m³	1件につき	
未満増加するもの	69,000 円	※ 1
(10) その他のもの	1件につき	
	16,000円	※ 2

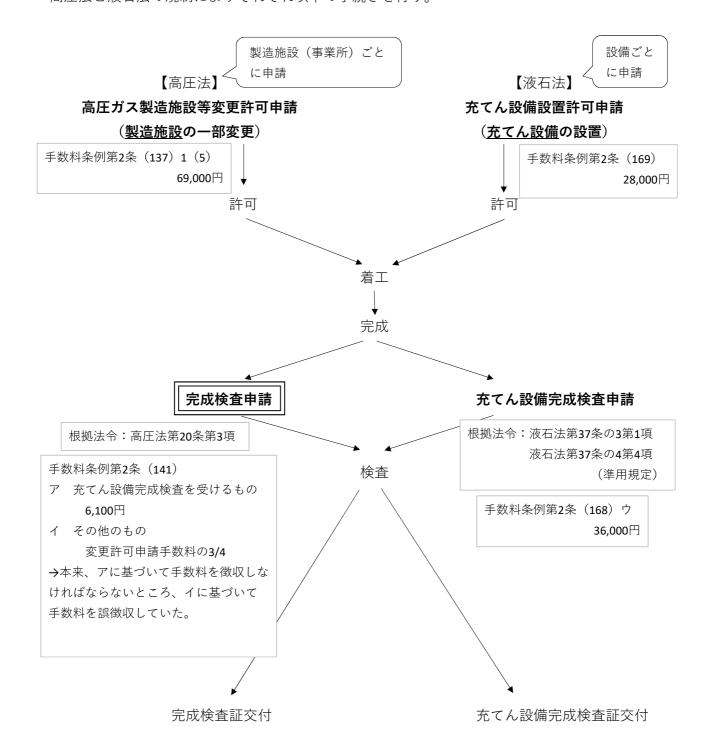
○誤徴収額

※1 69,000 円×3/4=51,750 円

※2 16,000 円×3/4=12,000 円

許認可手続き1 (高圧ガス製造事業者が充てん設備を増設する場合)

高圧法と液石法の規制によりそれぞれ以下の手続きを行う。



許認可手続き2 (高圧ガス製造事業者が充てん設備の一部を変更する場合)

高圧法と液石法の規制によりそれぞれ以下の手続きを行う。

